

1998年 9月 24日 制定

2008年 4月 23日 改訂

(社)セメント協会

## セメント中の水溶性六価クロム含有量に関するガイドライン

- (1) 各工場毎にセメント中の水溶性六価クロムの管理基準を設定し、最大値でも含有量が20mg/kgを超えないようにする。
- (2) 水溶性六価クロム含有量の管理は原則、日に1回以上、調合原料、クリンカまたはセメントのクロム含有量を測定することにより行う[注1]。また、月に1回以上、セメントの水溶性六価クロム含有量を測定し、セメントの水溶性六価クロム含有量とクロム含有量(調合原料、クリンカまたはセメント)との関係を求める。なお、それらの測定値(日に1回以上のクロム含有量と月に1回以上のセメントの水溶性六価クロム含有量)の記録は一定期間、保管する。
- (3) セメントの水溶性六価クロム含有量はセメント協会標準試験方法 JCAS I-51(セメント及びセメント原料中の微量成分の定量方法)により測定する[注2]。

[注1]

クリンカまたはセメントの場合は水溶性六価クロムを測定してもよい。

[注2]

ジフェニルカルバジド溶液は硫酸(1+1)を加えてから1分後に加えることで統一する。